

全国一斉 **新型コロナウイルス感染症**

生活相談ホットライン

飲食店を営んでいるが、行政からの要請に基づく営業自粛などで、借金が増えてしまった。借金返済の負担を軽くすることはできないだろうか？

無料電話相談



会社からコロナの影響による業績不振を理由に解雇を通知されてしまった。今後の生活のために利用できる制度はないだろうか？

新型コロナウイルスの影響で生じた様々な問題について、弁護士が 無料で 電話相談に応じます！

日時

12月2日(木) 午前10時～午後3時

ご相談の方法

12月2日(木)に、下記の電話番号にお電話ください。ご予約不要です。

☎0120-254-994

※上記は特設番号です。12月2日以外はご利用いただけませんのでご注意ください。

【お問い合わせ】 **018-862-3770** (秋田弁護士会)

※上記時間内に秋田県内からお電話された場合は、秋田弁護士会の特設電話につながります。全ての回線が通話中の場合や午後3時から午後8時までは、相談を実施している県外の弁護士会の特設電話につながります。当日は、回線状況等によりつながりにくい場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【主催】 **日本弁護士連合会・秋田弁護士会**